

○追手門学院大学将軍山会館規程

2015年3月13日

制定

(設置)

第1条 本学に追手門学院大学将軍山会館（以下「会館」という。）を置く。

(目的)

第2条 会館は、本学の歴史・資料について展示するとともに、卒業生・在学生・教職員の親睦を図ること、本学の発展に寄与することを目的とする。

(館長)

第3条 会館に館長を置くことができる。館長は、館務を掌握し会館の管理運営について責任を負う。

2 館長は、学長の推薦により常任理事会において決定し、学院志研究室長がこれを兼任する。

(事務職員)

第4条 会館に事務職員を置くことができる。

(所管)

第5条 会館の所管は総務課が行う。

(会館の利用)

第6条 会館の利用規程については、別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年9月1日から施行する。